

○岡山県警察防犯指導員運用要綱の制定について(通達)

(平成 28 年 2 月 29 日岡生企第 141 号警察本部長例規)

改正 平成 29 年 3 月 16 日岡務第 247 号 令和 2 年 3 月 31 日岡務第 307 号

令和 4 年 6 月 29 日岡生企第 415 号

各部長
首席監察官
総務統括官
各所属長

この度、別添のとおり岡山県警察防犯指導員運用要綱を制定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、岡山県警察地域安全安心アドバイザー運用要綱の制定について(通達)(平成 19 年 3 月 20 日岡生企第 227 号例規)は、廃止する。

別添

岡山県警察防犯指導員運用要綱

第 1 趣旨

この要綱は、岡山県警察に会計年度任用職員として配置する防犯指導員の運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

第 2 防犯指導員の責務

防犯指導員は、地域における犯罪による被害を未然に防止し、地域住民等の生活の安全を守るための地域安全活動を推進するとともに、地域住民等による自主防犯活動を促進し、犯罪の防止に配慮した社会環境の整備に関して、自らの知識、経験等を生かして、指導、助言等の活動を行うことを責務とする。

第 3 身分、任免等

- 1 防犯指導員の身分、任免等については、この要綱に定めがあるもののほか、岡山県警察会計年度任用職員取扱要綱の制定について(通達)(令和 2 年 3 月 31 日岡務第 306 号例規。以下「会計年度任用職員取扱要綱」という。)の定めるところによる。
- 2 防犯指導員は、次に掲げる要件に該当すると認められる者を警察本部長(以下「本部長」という。)が任用する。
 - (1) 優れた人格及び識見を有していること。
 - (2) 職務の遂行に必要な熱意を有すること。
 - (3) 行動力があること。
- 3 防犯指導員の定数は、予算の範囲内で本部長が定める。

第 4 配置

防犯指導員は、生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に配置する。

第 5 職務

防犯指導員は、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）の指揮監督の下に、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 青色回転灯等（回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。）を装備した自動車を用いて行う自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）に係る事務

ア 青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明に係る審査

イ 青色防犯パトロール講習の実施

ウ 青色防犯パトロール及び青色回転灯等を装備した自動車を使用したデモンストラーション

- (2) 防犯広報活動

ア 地域での犯罪発生状況や具体的な防犯対策が容易に理解されるような参加・体験・実践型の防犯教室、防犯講座等の実施

イ 岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成 18 年岡山県条例第 64 号）に基づく「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」及び「犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場の構造、設備等に関する指針」に即した環境設計への助言及び指導

- (3) 自主防犯活動への指導及び助言

ア 地域安全推進員及び自主防犯パトロール団体に対する研修会の開催

イ 各種防犯団体、警察、地域住民等との連絡調整及び自主防犯活動の活性化を図るための指導及び助言

ウ 優良防犯機器の普及に関する援助

- (4) 関係機関、団体等との連携

県、教育委員会、自治体、公益社団法人岡山県防犯協会等が行う安全・安心まちづくり推進施策と連動した地域安全活動の推進

- (5) 警察署が実施する(1)から(4)までの活動への支援

- (6) その他生活安全企画課長が必要と認める業務

第 6 勤務要領

防犯指導員は、第 5 に規定する職務を行うに当たっては、次に掲げる要領によるものとする。

- (1) 防犯指導員は、生活安全企画課長の指示を遵守するとともに、自主的に活動計画を策定し、効果的な活動を行うように努めなければならない。

- (2) 防犯指導員は、所属長からの派遣要請に基づく活動を行うものとする。この場合、所属長は、生活安全企画課長に対して、防犯指導員派遣要請書（様式第 1 号）により要請を行うものとする。

第 7 遵守事項

1 防犯指導員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 全力を挙げて職務に専念すること。
- (2) 法令及びこの要綱に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従うこと。
- (3) 専門的な知識、判断を要するものについては、生活安全企画課の担当課長補佐に報告し、指示を受けること。
- (4) その職の信用を傷つけるような行為をしないこと。
- (5) 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること。
- (6) 事件事故の届出(口頭、電話等による届出を含む。)又は将来的に刑罰法令に抵触するおそれのある相談を受理した場合は、速やかに警察官に引き継ぐとともに、生活安全企画課の担当課長補佐に報告すること。

2 防犯指導員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第8 勤務日の割振り

生活安全企画課長は、防犯指導員の勤務日を会計年度任用職員取扱要綱第4の2に定める範囲内で、活動実態等を勘案して割り振るものとする。

第9 勤務時間の指定

生活安全企画課長は、防犯指導員の勤務時間の開始及び終了時刻を活動実態に応じて定めるものとする。

第10 欠勤の報告

防犯指導員は、出勤できない理由が生じたときは、生活安全企画課長に欠勤する旨を報告しなければならない。

第11 身分証明証等

- 1 防犯指導員は、勤務中においては防犯指導員証(様式第2号)を携帯するとともに、ネームプレート(様式第3号)を上衣左胸部に装着するものとする。
- 2 防犯指導員は、勤務中において応対した相手から防犯指導員証の提示を求められたときは、これを提示するものとする。

第12 留意事項

生活安全企画課長は、防犯指導員の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 防犯指導員には、第5に規定する職務以外には従事させないこと。
- (2) 防犯指導員には、特別の権限が付与されているものではないので、職務の範囲を逸脱しないよう指導を徹底すること。
- (3) 言語及び態度に注意させ、親切な市民応接に努めさせること。
- (4) 担当課長補佐等による指導を行わせ、活動実態を適切に把握するとともに、職務に必要な教養を行うこと。

第13 報告

- 1 防犯指導員は、勤務日の取扱事項について、防犯指導員勤務日誌(様式第4号)により勤務終了時に生活安全企画課長に報告するものとする。
- 2 生活安全企画課長は、防犯指導員の活動に伴う反響、紛議、効果的な活動事例については、その都度、書面により本部長に報告するものとする。

第14 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
防犯指導員派遣要請書	生活安全企画課	1年
防犯指導員勤務日誌	生活安全企画課	1年